

平成18年度 中小企業関係の税制改正

先の通常国会で成立した、税制改正法のうち、中小企業に関係の深いものの要点をお知らせする。

■同族会社の留保金課税の見直し

同族会社の留保金課税制度について、同族要件が緩和され、留保控除額が引き上げられた。

【適用時期】平成18年4月1日以後に開始する事業年度から。

■交際費の損金算入の特例延長

資本金1億円以下の企業に認められている中小企業の特例について、2年間延長された。また、損金不算入となる交際費等の範囲から1人当たり5000円以下の飲食費（役員又は従業員の間の飲食費を除く。）は除外された。

【適用時期】平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に開始する各事業年度。

■小額減価償却資産の特例延長

平成15年度改正で創設された、小額減価償却資産の取得価額の損金算入特例（資本金1億円以下の

中小企業が30万円未満の減価償却資産の取得等をした場合、全額損金算入できる。）について、対象となる損金算入額の上限を合計で300万円とした上で、2年間延長された。

【適用時期】平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に取得等・事業への供用。

■中小企業投資促進税制の拡充等

中小企業者が、一定の機械等の取得等をして事業に供用した場合に、取得価額の30%相当額の特別償却と取得価額の7%相当額の特別税額控除のどちらかが選択できる中小企業投資促進税制について、対象設備が拡充された上で、2年間延長された。

【対象資産】

- (1) 機械及び装置
- (2) 電子計算機及びデジタル複合機（追加）
- (3) 一定のソフトウェア（追加）
- (4) 貨物自動車（車両総重量3・5トン以上）
- (5) 内航船舶

【適用時期】平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に取得等をし、事業の用に供した対象資産。

■役員給与の損金算入の見直し

これまで、損金算入が認められていなかった役員の時給給与（ボーナス）について、あらかじめ時期と額を定めておけば、損金算入ができるようになった。

(1) 定期同額給与（支給時期が1月以下の一定の期間ごとであり、かつ、その各支給時期における支給額が同額である給与その他これに準ずるもの）については、現行と同様に損金算入が認められる。

(2) 事前確定届出給与（その役員の職務につき、所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与をいい、支給時期等を事前に税務署長へ届け出たもの）については、損金算入が認められる。これにより、従前役員賞与と認定された益暮れの増額支給額も、あらかじめ税務署長に届け出ていけば、損金算入の対象となる。

【適用時期】平成18年4月1日以後に開始する事業年度から。

■欠損金の繰戻し還付措置の延長

適用停止中の欠損金の繰戻し還付措置について、創業5年以内の中小企業に対して認められる1年間の繰戻し還付措置が2年間延長された。

【適用時期】平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に終了する各事業年度。

■相続税の物納手続きの改善

中小企業の事業承継に欠かせない、自社株式の物納について許可基準などが緩和・明確化された。

(1) 物納不適格財産の明確化

取引相場のない株式について、譲渡制限株式など一定の株式が物納不適格とされ、それ以外の株式の物納は原則として認められる。

(2) 物納手続きの迅速化・明確化

① 物納許可の審査期間（原則3ヶ月以内）の法定②物納手続きに必要な書類の明確化と提出期限の法定③延納中に延納困難となった場合に物納を認める制度の創設④その他納税者利便の向上

【適用時期】平成18年4月1日以後に相続または遺贈により取得した財産に係る相続税。

★詳細については最寄りの税務署へ